

業 務 等 質 問 回 答 書

提出日：令和3年7月26日

発注機関名	信州暮らし推進課	公 告 日	令和3年7月2日
業 務 名 業務箇所名	副業・兼業人材と連携したクリエイティブ人材誘致事業業務		
質問書提出者	所 在 地		
	商号又は名称		
	電 話		
	氏 名		
質問内容	<p>1. 企画提案書の提出時点で、全イベントで（少なくとも6回の）何をどう実施するかを決めておく必要がありますでしょうか。もしくは、企画提案書ではコンセプトや展開の提案とさせていただき、イベントは1回ごとに参加者の反応をみて改善したり、時々話題性を含めたり都度内容を調整することも可能でしょうか。</p> <p>2. 業務委託契約書上には明記がありませんが、イベント回数6回未満、関わった人数が100人未満の場合、契約違反になることもありますでしょうか。</p> <p>3. （契約書案）第7条「3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。」とありますが、イベントに関しては事前の打ち合わせで内容をある程度すり合わせを行わせていただくとと思いますが、結果不合格になることも考えられますか。（例 集客目標に届かなかったため、改善を重ねてイベントを再実施する必要があるなど）</p> <p>4. 企画提案の時点で、イベントに出演依頼できる人への了承、モノを借用することの確約は必要でしょうか。また、実行時点で、出演、借用などが不可となった場合、企画内容を変更することは可能でしょうか。</p>		

回答日：令和3年7月28日

<p>回 答</p>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. お見込みのとおり、企画提案書では、全体の考え方や展開方針、そちらを踏まえたイベントの実施案などをお示しください。なお、イベントの実施に当たっては、委託者あてに事前計画書を提出いただき、内容について協議・調整しながら進めていくことを想定しています。</li><li>2. 仕様書（案）に記載の数値は、あくまで「事業目標」であり、未達成をもって直ちに契約違反となるものではありません。</li><li>3. 契約書（案）の第7条第3項は、業務完了に際して提出いただく業務完了報告書及び成果関連書類の内容等について不備や誤りがあった際に、修正いただいた上で、改めて検査を行うことを意味します。上記回答1及び2に記載のとおり、委託者と連携を図りながら業務を進めていただくこととなるため、例えば、誠実に事業を進めたものの目標を達成できなかったことのみをもって検査不合格となることはありませんが、受託者が、その責に帰すべき事由により委託業務を完了しないときまたは完了することができないことが明らかと認められる場合は、契約解除となる（第17条）場合があるほか、債務の不履行によって委託者に損害が生じた場合、賠償の責に問われることがあります（第18条）。</li><li>4. 企画提案書の時点で、そのすべての内容について確約を示す必要はありません。また、実際のイベント実施にあたり企画内容を変更することも可能です。ただし、審査では、その提案の実現可能性や合理性などの観点も評価の対象となりますので、ご留意ください。</li></ol>
------------	---